
令和 6 年 第 2 回 臨時会

上富良野町議会会議録

令和 6 年 7 月 2 4 日

上富良野町議会

目 次

第 1 号（7 月 2 4 日）

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○遅 参 議 員	1
○早 退 議 員	1
○地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開会宣告・開議宣告	2
○議会運営等諸般の報告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	2
○日程第 2 会期の決定について	2
○日程第 3 議案第 1 号 議案第 1 号 令和 6 年度上富良野町一般会計補正予算（第 2 号）	2
○閉 会 宣 告	1 0

令和6年第2回上富良野町議会臨時会付議事件一覧表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	令和6年度上富良野町一般会計補正予算（第2号）	7月24日	原案可決

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 会期の決定について 7月24日 1日間
第 3 議案第1号 令和6年度上富良野町一般会計補正予算（第2号）
-

○出席議員（14名）

1番	佐藤大輔君	2番	荒生博一君
3番	湯川千悦子君	4番	米澤義英君
5番	金子益三君	6番	林敬永君
7番	茶谷朋弘君	8番	中瀬実君
9番	島田政志君	10番	井村悦丈君
11番	北條隆男君	12番	小林啓太君
13番	岡本康裕君	14番	中澤良隆君

○欠席議員（0名）

○遅参議員（0名）

○早退議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	斉藤繁君	副町長	佐藤雅喜君
教育長	鈴木真弓君	総務課長	上村正人君
企画商工観光課長	宮下正美君	町民生活課長	山内智晴君
保健福祉課長	三好正浩君	建設水道課長	菊地敏君
建設水道課 建築施設担当課長	狩野寿志君		

○議会事務局出席職員

局長	谷口裕二君	1次	長飯村明史君
主事	進梨夏君		

午前10時00分 開会
(出席議員 14名)

◎開会宣告・開議宣告

○議長（中澤良隆君） 御出席まことに御苦勞様です。ただいまの出席議員は14名でございます。

これより令和6年第2回上富良野町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎議会運営等諸般の報告

○議長（中澤良隆君） 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたします。

事務局長。

○事務局長（谷口裕二君） 御報告申し上げます。

本臨時会は、7月19日に告示され、同日、議案等の配布を行っております。7月17日に議会運営委員会が開催され、付議事件、会期等について審議が行われ、会期は本日7月24日の1日間としております。

議事日程の内容につきましては、御手元に配付のとおりであります。

本臨時会の案件は、町長から提出の議案1件であります。本臨時会の説明につきましては、町長以下、関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。

以上であります。

○議長（中澤良隆君） 以上をもって議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（中澤良隆君） 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

2番 荒 生 博 一 君

3番 湯 川 千 悦 子 君

を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（中澤良隆君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定しました。

◎日程第3 議案第1号

○議長（中澤良隆君） 日程第3、議案第1号、令和6年度上富良野町一般会計補正予算第2号を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（上村正人君） ただいま上程いただきました、議案第1号「令和6年度上富良野町一般会計補正予算第2号につきまして、提案の要旨をご説明申し上げます。

1点目は、日の出公園駐車場用地取得に関する住民訴訟が、令和5年12月5日に旭川地方裁判所の棄却判決が言渡されましたが、原告側は判決を不服とし、令和5年12月18日に控訴しました。令和6年7月4日に札幌高等裁判所の判決が出され、控訴人の請求はいずれも棄却されたことに伴いまして、当町の委任弁護士に対し、本訴訟行為に係る委託料を支払うため補正をするものであります。

2点目は、法人町民税の確定申告により、過年度納付分の還付金が発生したことにより、既存予算に不足が生じたため補正するものであります。

3点目は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した、事業実施に伴う事業費を補正するものであります。内容としては、本年度の定額減税実施において、減税しきれないと見込まれる方に対し、その不足分を支給する調整給付金、昨年度も物価高への支援として実施した住民税が非課税世帯、並びに均等割のみ課税世帯に係る価格高騰緊急対策事業に、新たに対象となった世帯へ支給する給付金、これに加えて、子育て世帯への加算分を補正するものであります。

4点目は、国が実施する「特別体験の提供等によるインバウンド消費拡大・質向上推進事業」に採択されたことから、所要の補正をお願いするものであります。

5点目は、住宅改修費助成についてですが、既に5月29日において申請が概ね当初予算額に達しているところであり、更に申請を予定している方がいらっしゃるから、今回所用の補正をお願いするものであります。

以上申し上げた内容を主な要素とした中で、不足する額については、予備費7,777千円を充当し、一般会計補正予算を調製したところであります。

それでは以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみ説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、ご了承願います。議案第1号を御覧ください。

議案第1号令和6年度上富良野町一般会計補正予算（第2号）。

令和6年度上富良野町の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ98,019千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,304,514千円とする。

2歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。議案第1号を御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正。

1歳入。

15款、国庫支出金、52,619千円。

16款、道支出金、400千円。

21款、諸収入、45,000千円。

歳入合計、98,019千円。

2歳出。

2款、総務費、2,500万7千円。

3款、民生費、29,289千円。

7款、商工費、45,000千円。

8款、土木費、6,500千円。

12款、予備費、7,777千円の減。

歳出合計は98,019千円となります。

2ページ以降の事項別明細書については、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第1号「令和6年度上富良野町一般会計補正予算（第2号）」の説明といたします。

ご審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

4番、米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 訴訟の委託料という形で、今回3万円計上されております。

これはこれまでの訴訟に対する、裁判に対する、係争の委託料かというふうに思いますが、これは今後、棄却されたということですから伺いたいと思いますが、土地の設定

価格等、などを聞か棄却された理由等というのは判決ですから、どういう理由で価格設定が妥当だったのか。

というような棄却理由というのはどういうものだったのか伺いたいと思います。分からなければいいですが、それとこれは、相手次第ですから今後、相手が上告方するかどうか分かりませんが、現状の動きというのはどういうふうになっているのか、あわせてその動きによってはまた新たなこの委託料という訴訟の委託料というのが発生するのかなと思いますがその点伺いたいと思います。

次にこの定額減税について伺いたいと思います。この定額減税という形で、今回、定額し切れないと見込まれる方に対する調整給付という形になっております。ここでお伺いしたいのは、いわゆる、4万円が所得によって支給されるわけなのですが、いわゆるこの4万円を所得税額が切った場合、こういう例も出てくるかというふうに思いますが、どういう場合に、給付決定というのは、例えば、税額が2万円しかない、10万円しかないというケースあります。そういう場合でも、この定額給付というのは、支給されるのかどうか伺いたいと思います。

また同時に、これは6年の1月時点での居住に対してということになっておりますが、いろんな要因の中で、この給付に該当する方がひょっとしたら出てきている可能性もあるかというふうに思いますが、新たな補正額というのは発生する見込みがあるのかどうか。この点についても伺いしておきたいと思います。

あわせて物価高騰対策ですが、これは昨年度から記憶では始まっていたかというふうに思います。

ここにも標記されておりますが、昨年度の対象から、いわゆるいろんな要因の中で、漏れた方が、この新たな救済という形で、この対象になったと理解しておりますが、この点について再度確認いたします。

次に、インバウンド商品等について伺いたいと思います。この点について伺いたいのですが、観光庁の、国採択する直轄事業という形になっております。

JRや上富良野町を経由して観光協会が、結局委託したという形になっております。この段階において、観光協会に委託する段階において、他の事業者等というのは、公募があったのかどうか。この点、伺いたいと思います。

また同時に、この間の全員協議会の説明等にこの事業所を観光協会が、最終的にツアー会社や企画会社に委託することになるのですが、その基になる、企画書というのが、町にあるかというふうに思いますが、この企画書の①、②、③、④という形になっておりますが、どういう規模、内容で、実施するのか、人員も含めてどういう内容になっているのか、伺いたいと思います。

次に伺いたいのは、こういう企画を行うというこ

とは、観光計画にも、振興計画に基づいて行われているかというふうに思います。観光計画の中には人材育成やイベントの充実等、新たな体験型の観光や誘客拡大の支援などという形の方向性がきっちりとうたわれております。そういう意味ではそういう方向性の中で位置づけられて今回の特別体験型のインバウンド消費拡大、資質向上という形の内容が出てきたかというふうに思いますがこの点、確認いたします。

もう1点は、地元で委託した場合、商品、ツアー会社が企画した場合、こういったものっていうのは地元還元されなければ、到底成り立たない話ですが、ここの段階でいきますと、これはツアー会社や企画会社が独り占めされるようなそういう印象も見受けられるのですが、こういうことがあってはならないし、相乗効果を発揮するためには企画会社、あるいはそれが、地元のいろんな宿泊施設や、各商店へ結びつくような、そういう流れにしていけないと、成り立たないというふうに思いますが、この点はどのようにお考えになっているのかお伺いしたいと思います。

それで最後になりますが住宅改修助成費という形となっております。5月29日にもう既に何件か超過するということが見込まれていたという形になっておりますが、今回、650万円という形になる補正となりますが何件ぐらいが想定されているのかお伺いしたいと思います。他の自治体でも、蓄電池に対する助成拡大という部分も出てきているかというふうに思いますが、町の省エネ対策という形の中で、これが非常に喜ばれて利用されているという状況も見受けられますので、今後一層、内容も充実しなければならない内容かなというふうに思いますが答弁願います。

○議長（中澤良隆君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（宮下正美君） 4番、米澤議員からありました1番目の訴訟に関する部分につきまして最初に私のほうからお答えをさせていただきます。

この案件につきましては、いわゆる住民訴訟ということで令和3年度から始まってございます。これまでの経過含めてありますので内部の調整及び弁護士事務所との窓口について私がずっと担ってきてございましたので私のほうでお伝えさせていただきたいというふうに思います。

まず、今回ありました控訴の判決の内容でございますが、判決書につきましては後日裁判所のほうで一般に公開をされるということでそちらのほうでございますが、概要といたしましては、今回の裁判所の判断においては、いわゆる、地方公共団体の長が、不動産の売買契約を締結する際は、目的や必要性、経緯、社会的、経済的要因など

を総合的に考慮した、合理的な裁量に委ねられているということです。本件では、上富良野町が公園の駐車場用地として土地を購入いたしました、その価格は、鑑定評価額よりも高額であったということです。

しかし、土地につきましては、宅地化の可能性があります、評価額には幅があること、公園の駐車場としての必要性、交渉経緯、当時の社会情勢などを考慮すると、町長の判断は裁量権の範囲であり、違法とは認められないというのが、裁判所の判断の概要でございます。実際にその判断の要点となりました部分につきましては、裁判所としては、まず、土地の評価額には幅があること。それと駐車場としての必要性、売買交渉の経緯、あと、社会情勢と4つのポイントに絞りまして、以上の点を総合的に考慮した結果、裁判所は、町長が土地を購入する判断をしたことは、たとえ価格が高かったとしても、裁量の範囲内であり、違法ではないと判断されたということになります。この住民訴訟につきましては、町長への責任ということを当時の町長の責任ということではなくて、あくまでも売主に対する損害賠償請求権が町にあるということを認めるところでございましたので、この部分でいきますと、町長が行ったことにつきまして適法の範囲内でございますので、それのもとに行われました売買契約も適法なものであることから、相手に対しての、町が損害賠償を請求するという権利もないということの判断でございます。

続きまして2番目のいわゆる裁判三審制でございますので、二審まで終わりますので三審というところがございましたが、こちらにつきましては、判決後受理後2週間以内に、上告の申立てができるという形になってございまして、それにつきましては先週末が、その期限でございましたが、期限までに相手方から、上告等の訴えはなかったということでございますので判決につきましては、確定したというふうに町の方は押さえてございます。

以上です。

あと、インバウンドにつきましては後ほどまた回答いたします。

○議長（中澤良隆君） 町民生活課長答弁。

○町民生活課長（山内智晴君） 4番、米澤議員の定額減税に関わる部分の3点の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず1点目の支給定額減税の額につきましては、議員おっしゃられたように1人4万円、住民税で1万円、所得税で3万円、となっております。ただしこちらの方は扶養者も含めたという形になっておりますので、ちょっと例を挙げると私の部分で計算すると、母親1人、子供1人となっていて、3人分、全部で12万円、住民税で3万円、所得税で9万円となります。

例えば、私の払う住民税の所得割額が全部3万円なので、2万5千円だとしたら5千円、所得税でいくと10万円だとしたら、2万円が引き切れなかった分となりますので、その分足した分をこの給付金で賄うという形になっております。

それぞれ扶養者の数や、所得に応じての額なので差はあると思います。例えば100円しか所得税がかかなくても、2万9,900円しかあたらないということなので、3万円あたるといような形になりますので、各々の計算において、支給する予定でございます。

2点目の1月1日現在の居住ということにつきましては、定額減税のし切れなかった方の給付金がどこの町から支給されるかという基準でございますので、住民税が課税されている部分の町ということで、これに追加する、人が発生するかどうかというのは、基本的には発生しないというふうに考えております。

最後に新たな補正があるのかという御質問でございますが、現在の段階では住民税が引き切れなかった部分の方を対象にちょっと計算をさせていただいております。仮に住民税が全て引ききれても、所得税で若干の数が出るっていう方も想定されております。所得税に関しましては推定でございますので、現在デジタル庁の算定ツールを用いて計算をかけている最中でございます。それにおいて不足分が出る可能性というのは、考えられるということで御承知おきをいただきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（三好正浩君） 4番、米澤議員の価格高騰対策の対象者に対する、御質問に対してお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり昨年度から始めましたこの事業につきましては、あくまで今回の事業につきましては、昨年度、課税世帯ということで、対象にならなかった世帯が、令和6年課税年度において、今回の市町村民税均等割、並びに住民税所得割のみが、非課税世帯と、新たになった世帯というのが対象となつてございますので、漏れというよりも昨年は対象にならなかった方が、今回は、新たな、収入でいうと令和5年1月から12月までの収入において、令和6年度課税した結果において非課税となったあるいは所得割のみが非課税世帯となった世帯が対象となっているところでございます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（宮下正美君） 4番米澤議員のインバウンド対策の質向上対策事業につきましてお答えいたします。

まず1点目のいわゆる今回、観光協会への委託を予定しているがそれ以外の応募者がなかったのかという御質問でございますが、こちらにつきましては、応募をする段階でのいわゆる事業の実施推進体制ということで町が心に、なりますが、それと一緒にやる事業ということで、町の、いわゆる観光の旗振り役となります観光協会をまず入れて、行うということで観光協会に代わる事業所としての募集等々については行ってないということで、まず観光協会の共催というのは、まずないということです。ただ事業の実施に当たりましては、民間の事業所、いわゆる企画会社あるいは旅行会社がございまして、そこらにつきましては、通常のお付き合いのある中で御相談に乗っていただける業者をお願いをして、応募の資料をつくってきたというところでございます。

それと、いわゆる企画書の内容というところでございますが、こちらにつきましては今回、応募する段階でこういうものを町としてやりたいですというような部分でございますので業者からいわゆる企画書を募集して応募したということにはなっておりますので、詳細の部分については実際に事業が始まってから作成をされるのかなというふうに思っていますが、多くの段階でのおおむねの部分としましては、先ほども全員協議会のほうでも、説明いたしました総額を4,500万円ということで、想定をしましてそのうち、このうち、いわゆるコンテンツの企画開発等について2,500万円。それといわゆるツアー開発の部分についての2,000万円というふうになっております。その中で大きく占める費用の部分だけ説明をしたいと思います。まず、コンテンツ企画開発費の中で、1番大きな費用として今見込んでいるのが、イベント等の事業業務の委託費ということで、これについて2,000万円のうちの900万円程度見込んでございます。

また、ツアー企画開発費の2,500万円の中で、1番大きなものとしまして、イベントツアーの造成企画運営費ということで550万円程度見込んでいるというところでございます。

あと、これに附随するいろいろな役務費ですとかあるいは人件費等々の費用が、それぞれ積み上がって4,500万円というふうになってございます。

次に、この事業の部分と、あと観光振興計画の関係というところでございますが、まずこの部分につきましては、観光振興計画で目指しております、いわゆる誘客の増ということと、新しい体験型の新しい観光商品の開発という部分に沿って事業を応募したという形になってございます。本来ですと町の基金ですとかあるいは一般財源を使ってやるべきものについて、国の財源を100%使って行ってほしいというふうに思っているところでござい

ます。

あと地元への還元というところでございます。

この4,500万円のほぼほとんどの部分につきましていわゆる専門の民間に委託をするということで、町内でそういう会社があればいいんですけども、実際町内そういう会社がございませんので、この4,500万円のほとんどは、いわゆる町外のほうになります。

ただ先ほども言いましたように、いわゆるイベントやあるいは人を連れてくるための直接的な経費にこの4,500万円を使うのではなくて、あくまでもそういう呼ぶためのツールを開発するものに4,500万円を使うという形になっておりますので、地元への還元というところでいえば、今回開発をする、そういうツアー商品の中に、地元の飲食店、あるいは宿泊業の方が組み込まれるようなツアーをつくっていただいて、それを商品として売ることによって、実際、商品化されたときに、地元のいわゆる事業者の方に、売上げとして反映されるようなものを、この4,500万円使って事業と商品を作るということになっておりますので、この4,500万円がそのまま、地元の部分ということではないということで、将来的な利益を確保するために4,500万円で企画開発をするんだというふうに、御理解をいただければなというふうに思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（菊地敏君） 4番澤議員の住宅改修に関する2点の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の、今回の650万円の補正内容の件数ですが、昨年度も補正させていただいて、補正後の交付件数は65件という実績がございます。これに今年度の助成額、平均10万円の980万円消化したのですが、その平均額が10万円ということで、65件掛ける10万円ということで650万円を補正計上させていただいたところです。

あと、省エネ機器ですけど、町のほうでも太陽光発電とか、それに、その中で、蓄電池も対象としているところでございます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番、米澤義英君。

○4番（米澤義英君） この体験型のインバウンドを商品化するということですが、この資料の説明書自体、詳細が非常に分かりにくくて、今課長が答弁された内容が本来のこういったところに、詳しく載せていただければよかったのかなというふうに思いますが、町長、今後こういう資料提出にいたっては、この4,500万円という金額の大小にかかわらず詳細を分かりやすく、また、新たな事業

ということでありますから、その詳細を示す資料を添付する必要があるかというふうに思いますが、この点確認いたします。

さらにお伺いいたしますが、確かに誘客のための商品開発ということで、ありますが、例えば、具体的な商品が出来た場合、権利だとか、素人な部分で分かりませんけれども、そういう場合、企画会社、ツアー会社観光会社等を含めて、こういった権利等というのはどういうふうに、まだ具体的にない段階で分かりませんがお伺いいたします。

あわせて、非常に上富良野町では、どこの業界でもそうなのですが人手不足です。人手不足という状況の中で、今、あれもこれもということになると、せっかく良い商品を企画開発して、町の中に人の流れを呼び込むよとなった場合に、そういった商品、人を支えるものがなければ、成り立たないというふうに思うのです。

この振興計画の中にも、やはりもっと人材育成や、そういったことが掲げられております。

あわせてこういった人材育成等、含めた、今回の予算の中にはありませんが、さらにこういったものを同時に並行して、やはり高めていく必要があるというふうに思いますが、この点、町長、どのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 4番、米澤議員の御質問のうちまず、資料の件について、大変、官公庁のほうに出した資料が細かい何十枚にわたるようなことで、大変分かりづらかったことから、こういうような大分簡略化したものになりましたけれども、できるだけ分かりやすいような資料をどのような形で添付したらいいのか、勉強しながら、対応していきたいなと思っておりますので御了解賜りたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（宮下正美君） 4番米澤議員からありましたいわゆる企画書、開発した商品の権利関係というところでございますが、つくるのはあくまでもツアー商品でございますので、それについて権利がある、ないということはないのかなというふうに思います。あくまでもいろいろなパッケージでつくってそれをつくって売り出すということでございますので、それがもし売れるというふうになれば、他社さんでも似たようなものを作って、売っていただければ、それはそれで町のためになるというところでございます。ここでつくられたものは、この業者しか売れませんとかそういうものではないということ御理解をいただければなというふうに思います。

あと人手不足への対応というところなのかなというふ

うにございますが、実際問題、どんどんうまくいって、お客さんが来るようになると確かに人手不足というところもあります、これはあくまで即効性のあるもの、即効性があればいいんですけど、即効性が、実際にはこれからのいわゆる観光業の誘客の増加を目指して行く部分が増えていくと、そこに関係する地元の宿泊業者ですとかあるいは環境事業者ですとか、そういう雇用の場がどんどん増えてくるのかなと。いわゆる外からの働き手を受ける受皿の雇用先というようなものも実際には想定出来ますので、個々の課題についてはいろいろありますし、現状の体制の中で受け入れる、パイというのも決まっていますので、今、現状で、受け入れるもので受入れていく。あるいはそれがどんどん売れていくと、人が来ますので、新たな雇用の場の確保等々もあって複合的な中で進んでいくような事業なのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 5番、金子益三君。

○5番（金子益三君） 同僚議員の質問の中にありました商工観光費の中の特別会計によるインバウンド消費拡大、資質向上事業について伺いますが、この先ほど全員協議会の中にもありました、リトリートメントアドベンチャーということで、サンピラーということが今回は手挙げをしていると。加えて、食のほうに関してはガストロノミーということで、少し高級感のある上富良野町の食と文化ということでございます。そこでお伺いしたいのが、どちらにしてもある程度そのサンピラーのコンテンツ化をするに当たったらそれに対するガイドというのはかなりその専門性が高くなるのではないかなとも考えますし、ガストロノミーのほうにしますと、上富良野の文化と食、文化、環境を融合したコンテンツというの何なのか。例えば、しっかりと観光業者なり、それから食を提供する、飲食店、これらのコンセンサスというのはどのようなことだったのか。もちろん、観光庁の中で、ある程度規格がある中で、今回、4,500万円の事業を手挙げということで、インバウンドに対して体験をさせるということは、重々納得するのですが、例えばもっと上富良野の様々な体験できるような魅力が、他に選択はなかったのか。この特別的なサンピラーの現象を見せる。それを撮影させるとか見せるとかというガイドの養成というのは、実際、上富良野町でできるものなのか。それとも商品としてつくったときに、エージェントにそれは丸投げするようなものになるのか。もっと言うとガストロノミーですからビストロと違って、少し、良い食材の提供であったりとかっていうものを進めていこうとするのであれば、果たしてそれは本当に上富良野町のソウルフードとして成り立っているものなのか。今の現状で恐らく皆さん頭の中

に豚肉加工を何となく想像している人がたくさんいると思うのですが、そういったものを新たな調理方法だったとか、もっと言うと、上富良野で生産している、もっとおいしいお肉、和牛であったりとか、提供されるとすればかなり限られた、店舗になっていく可能性が懸念されるんですけども先ほど同僚議員も人材不足と言っています。

今、上富良野の受皿としてそれらが対応できるべく、それらの地ならし的なものっていうのはどの段階で形成されて手上げに至ったかをお伺いいたします。

あと、町民生活課のほうの定額減税について、私も不勉強で大変申し訳ないのですが、10万円というのは、目安でよろしいか。先ほど課長のほうで、例えば、扶養が2人いて、本人がいて、そこで引き切れなかった分に対しての差額を渡す。もしかしたら10万円には満たない家庭もあるとすれば、10万円超えちゃう家庭もあるっていうに当たって10万円打ち止めなのか。ここだけ、すみません確認させてください。

○議長（中澤良隆君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（宮下正美君） 5番、金子議員からありました、インバウンドの部分のいわゆる応募段階での地ならしをどこまでやっているのかという御質問なのかな思っていますが、今回の応募につきましてあくまで実証ということでございますので、きっちり、商品化をしようとしたものについて国のお金を使ってやろうということではなくて、どういうものができるんだという、いわゆる実証のための事業ということで、実際の本当の地ならしとか、もうでき上がっていてこれをやるためにお金を使うということではない事業なので、今、言われました地ならしの部分も含めてこの中でどういうふうにやっていくのだというような事業であるということ御理解をいただければなというふうに思いますので、ここに今、書いておりますサンピラーですとか、ガストロノミーとか、もうきっちり決まっていますやということじゃなくて、そういうことをやるのかどうかの検証も含めてこの事業の中でやっていくということで、御理解をいただければなというふうに思います。

あくまで応募段階の公募条件は、今までにない、新しい商品の開発を目指すというのがもう採択の条件になっていますので、その中でいくとこういう可能性がありますということです。応募していかないと採択を受けられませんのでそのように、特定のサンピラーですとか、あとガストロノミーとのかを目標していきますというように形になっているのでそこら辺の地ならしというのは、これからの話になるのかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 町民生活課長答弁。

○町民生活課長（山内智晴君） 5番、金子議員の御質問にお答えします。

私の先ほどの例が悪かったのだと思いますが、10万円っていう目安は全くないです。

基本的には、私であれば先ほど言ったように、自分と母親と子供がいるので、3人分として、3万円掛ける3で9万円という計算だったので、仮に奥さんがいて子どもが2人いて、お母さんがいて、本人がいたら5人なので、15万円が全ての税限度額、所得税においては、15万円の所得税を引き切ってしまうと、その分に対する足りない分の給付金がないということです。

14万円しか所得税がなければ1万円引き切れてないので、その1万円分を支給しますということで、個人個人において、限度額というのは違いますので、3の倍数、4の倍数だと思っていただければ、扶養者が6人いれば、自分も足せば、7人分の21万円の所得税の減税額です。上限は無いです。恐らく、所得税もかからないので、その分が出るということになります。1人であれば1万円と、3万円ということになります。以上です。

○議長（中澤良隆君） 5番、金子益三君。

○5番（金子益三君） 分かりましたありがとうございます。給付金のほうは理解しました。

それで、観光のほうですが、今回、今までにない商品をこの機会にやってみようということで、これが非常に大成功したならば、一つの上富良野の新しい観光のスタイルになる可能性があるという、言ってみれば、実験的なものということで理解させていただいて、よろしいですか。

○議長（中澤良隆君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（宮下正美君） 5番金子議員からありました部分ですが、事業の性質としては私たちのほうもいわゆる実証実験というふうに捉えて事業を進めていこうというふうに思っております。

○議長（中澤良隆君） 6番、林敬永君。

○6番（林敬永君） 予算書の歳入7ページ。住まいのゼロカーボン北海道推進補助ということで40万円計上されております。歳出のほうで650万円、国の補助はなかったのかどうかと。あと、650万円に対して40万円の補助が得られるのかどうかお伺いしたいと思います。

それと支出の15ページの委託料。観光協会に対する運営費の委託料で、お伺いいたします先ほど全員協議会でもちょっとお伺いしましたが、何点かお伺いいたします。そもそもこの本事業に応募した経緯というのは、どうということなのかというのは1点お伺いしたいと思います。

す。

それと応募するからには、町の事業ということで政策調整会議にかかっているかと思います。政策調整会議でのかかった経緯、結果等がどのようなものだったのか、お伺いいたします。

それと4,500万円という金額、何となくなくですが補助ではないのか、ちょっと分かりませんが、100%事業の補助なのかどうかというところを確認させていただきます。自己負担がないように見えておりますが、全くないっていうのかどうかを確認させてください。

それと補助事業が当然ながら令和7年度で完了されるかと思います。完了するのはいつまでで事業報告、受託されてJR東日本企画ですか、こちらのほうに完了届を出すのがいつまでなのかをお聞きしたいのと、あと、先ほど、全員協議会の中で、内示ですか、決定を受けた日は7月ということを確認をされて、5月30日ということでお伺いました。いわゆるロードマップがどのようなになっているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（菊地敏君） 6番林議員の住まいのゼロカーボンに関する御質問にお答えさせていただきます。基本的に町のほう、道の補助金になりますけど、これに関しましてはゼロカーボン宣言をした自治体が、給付対象というか補助対象になっております。その中でも町のほうで昨年度新たに制定いたしました住宅改修費補助の中にも盛り込まれることが条件となっております。町が、申請者に対して10万円出せば、その2分の1入りますということで、申請者は自治体にはなるのですけど、その分その対象の機器、いろんな省エネ機器あります。それが20%でほかりフォームとか設定してるのですけど、それも見込みまして、30%、ただ上限を設けておりますけど、助成の率を高めに設定してるところでございます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（宮下正美君） 6番、林議員からありましたインバウンド事業の部分の御質問にお答えいたします。まず経緯でございますが、こちらにつきましては先ほど米澤議員からの質問にもありました、いわゆる観光振興計画に基づくいわゆる誘客確保策の一環ということで、観光庁の補助メニューとして、そういうものがあったということで応募をしようというふうにいただいたというところでございます。なお、これに向けましてのいわゆる政策調整会議はどうかという部分につきましては、基本は一般財源が発生をしております。

で、政策調整会議のほうにつきましては行ってないということになってございます。

あと、いわゆる委託ということになっておりますが補助率の関係でございます。こちらにつきましては基本100%になっております。いわゆる国の伴走型支援というのを受ける形になっておりまして、いわゆる事業の進捗等につきましては、国のほうに定期的に報告をしたり、あるいは問合せ等に回答するというふうになってございます。

また、FAQの中では先ほどいわゆるハード系については、補助対象外であるということになっておりまして、事業の内容によってはもしかすると、これは対象外経費というふうに言われる、判断されるものが出てくるかもしれません。その中につきましては、どうしてもやらなければならないものにつきましては単費をもってやるという形になるのかなというふうになりますので、それはあくまで補助対象外経費ということで、補助率としては100%というふうになってございます。

あと、ロードマップというところでございます。応募の段階、町につきましては今年度入りましてから、2次採択の応募というところで言いまして、先ほど私の答えが良くなかったのですが、5月30日に採択決定があつて、6月に入りましてから連絡を受けて、当時6月議会の部分もありましたがそちらのほうにつきましては間に合わなかったということで、今回の臨時会のほうに予算の上程をさせていただいたところでございます。

あと、募集に応募した募集のものにつきまして実施スケジュールでいきますと、おおむね7月から事業の開始を行うということで、本格的には、8月中の各事業の醸成活動で、9月からその販売等を行うというようなスケジュールで組んでございまして、あと途中定期の打合せを入れるということと、あと事業自体につきましては、来年の2月28日、来年の2月末までに、事業を完了することというのが条件になってございますので、2月末までの事業完了ということで事業を進める予定しております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（宮下正美君） 建設水道課の分かりました。

企画商工観光課長のほうからのお話で、一般財源がないから政策調整会議にかける必要がないのかかけないのか分かりませんが、意思決定はどのようにされたのかお伺いします。

それと、委託事業で100%補助ということですが、これから観光協会等々に委託する場合に消費税がか

かってくるかと思いますがその消費税の扱いはどうなっているのかお伺いします。

それと事業完了が2月28日までということで、完了届を2月28日まで出すのでしょうか。それとも3月31日、これは私の推測ですけど、完了届出を2月28日まで出すのか、その点を再度確認させてください。

○議長（中澤良隆君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（宮下正美君） 6番、林議員からありましたこの委託に伴う消費税というところでございますがこちらにつきましては委託料ということでありますので基本は消費税が課税をされる費用になるというふうに思っておりますので、そういう消費税の申告につきましてはは受託先が支払うものという、適用事業者でございまして払うものというふうに考えてございます。あと2月末の部分ですがこちらにつきましては、支払いの完了が、2月末までに行っていること。

全ての支払いが、2月末までに終わっていることというところが、助減になってございます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 副町長答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 6番林議員の御質問の意思決定の部分のところでございます。先ほど、宮下課長から答弁あったとおり、直接は国の事業の採択を受けるか受けないかというところでしたので、そういった意味では政策調整会議での議論ということではなくて、その前に、まず、こういった形で応募をしていいかというような決裁行為をとっての了解のもと、これは採択を受けられるかどうか分からない事業ですので、当初予算ということではなく、採択を受けてから、国の委託料の金額についてを補正せざるを得ないというような状況であったので、このようなタイミングで上程させていただいているということで御理解を賜りたいと思っております。

○議長（中澤良隆君） 6番、林敬永君。

○6番（林敬永君） 最後の質問になりますけど先ほど消費税も支払うということでございます。消費税が補助金の4,500万円の中に入るのでしょうか。一般財源の持ち出し発生しないのか、するのではないかなと思いますが、4,500万円の中で消費税も入っているということで考えればいいのかというのと、あと、今年度から動いています観光振興計画です。その中に観光戦略会議の設置が入っておりますが、観光戦略会議のほうについても、この事案については提案も説明もされてないということではよろしいでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前10時57分 再開

○議長（中澤良隆君） 暫時休憩を解いて会議を再開いたします。

○議長（中澤良隆君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（宮下正美君） 6番、林議員からありました、まず委託料の消費税の関係でございますが、こちらにつきまして4,500万円の中に消費税を含んでいるということで税込みの金額として事業費が4,500万円だということで、その中で対応するということでございます。

あと今回の事業と、観光戦略会議とのかかわりというところでございますが、観光戦略会議につきましては観光振興計画自体の進捗を管理、進捗を確認する、会議ということで、なっておりますので個別事業の1件、1件の審査等については行わないということでそちらのほうにはかけていないということになってございます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 11番、北條隆男君。

○11番（北條隆男君） 17ページの住宅改修の補正なんですけども、65件との答弁でしたが、5月の末で無くなって、その後、受付して、件数を調べてそれにプラスアルファして出すとの説明だったのですが、その時の内容というのは、今までに何件ぐらい申込みあったんですか。

○議長（中澤良隆君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（菊地敏君） 11番北條議員の住宅リフォームの補正に関する御質問にお答えさせていただきます。補正額の65件につきましては、昨年度、800万円ほど補正させていただいたのですが、その受付件数実績として65件。昨年度は1人当たりの助成額が平均12万円ほどだったのです。それが今年度、65件を参考にいたしまして、今年度今まで980万円消化してきたのですが、今年度、割安というか、恐らくエアコンとかそっちの商品が多くなって1件当たりの平均が10万円ということで、単純に65件掛ける今年度の平均の助成額10万円を乗じまして、650万円とさせていただいたところでございます。

○議長（中澤良隆君） 11番、北條隆男君。

○11番（北條隆男君） 今の聞いた5月末以降のを、件数を調べてそれにプラスして出すって言っていましたよね。この内容は、何件ぐらいあったのか。

○議長（中澤良隆君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（菊地敏君） 6番北條議員の御質問にお答えさせていただきます。980名、5月末で、ほぼ無くなったということでその後、仮受付どれぐらいある

かなということで、受付を開始しております。

7月23日現在で29件、今のところ仮受付ということで、30件予定をしているところでございます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） そのほか質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければこれをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第1号、令和6年度上富良野町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（中澤良隆君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて、令和6年第2回上富良野町議会臨時会を閉会といたします。

午前11時01分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なる事を証するため、ここに署名する。

令和6年7月24日

上富良野町議会議長 中 澤 良 隆

署 名 議 員 荒 生 博 一

署 名 議 員 湯 川 千悦子